

## 高齢期移行助成事業の内容

市民交流部 市民生活室 医療助成課

## 1 制度概要

65 歳から 69 歳で、下記所得要件を満たす方の保険診療の自己負担額のうち一部負担金を除いた額を助成する。所得要件および一部負担金は、県制度と同じ。

## 【所得要件】

(区分Ⅰ) 市民税非課税世帯で、世帯全員の所得が 0 円かつ年金収入が 80 万円以下  
 (区分Ⅱ) 市民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が 80 万円以下でかつ  
要介護 2 以上

## 【一部負担金】

定率 2 割負担、

(区分Ⅰ) 外来 8,000 円/月、入院+外来 15,000 円/月

(区分Ⅱ) 外来 12,000 円/月、入院+外来 35,400 円/月

【対象人数】 266 人 (令和 2 年 12 月末現在)

## 2 これまでの経緯

兵庫県の行政改革により、平成 29 年 7 月から「老人医療費助成事業」が廃止され、新たに「高齢期移行助成事業」が創設されました。見直しの内容として、所得要件の(区分Ⅱ)に「要介護 2 以上」の要件が追加されました。なお、生年月日が昭和 27 年 6 月 30 日以前の方は、70 歳になるまで引き続き、旧制度(老人医療費助成事業)の所得要件が適用されます。

本市では、市民への周知期間を考慮し、平成 30 年 7 月から、県の改正に準じ実施しております。

	R1 年度	H30 年度	H29 年度	H28 年度	H27 年度
受給者数 (人)	356	541	862	937	972
扶助料決算額 (千円)	13,487	26,598	36,834	44,254	45,728

※受給者数は、各年度 3 月末現在。